

第 15 章 防疫・清掃

資料番号 15-1

〔県生活環境部 環境整備課〕

一般廃棄物処理（し尿）

保健所	事業主体	施設所在地	着工	竣工	処理能力 (注)	処理方式	関係市町村
大館	大館市	大館市松木字高館平 2-1	S57.11	S59.9	160	標準脱窒素	
	鹿角広域行政組合	鹿角市十和田 毛馬内字鹿倉崎 26	H7.8	H10.3	63	前脱水低希釈 下水道放流	鹿角市 小坂町
北秋田	北秋田市	北秋田市 鷹巣字小沼 15	H30.8	R2.8	46	下水投入	北秋田市 上小阿仁村
能代	能代山本 広域市町村圏組合	能代市 河戸川字西山下 1-2	H8.7	H11.3	120	高負荷脱窒素	能代市 三種町 八峰町 藤里町
秋田 中央	秋田市	秋田市 向浜一丁目 13-1	H23.9	H25.3	175	固液分離・希釈 放流	
	男鹿地区衛生処理一部 事務組合	男鹿市 船越字一向 207-145	S63.9	H2.10	100	高負荷脱窒素	男鹿市 潟上市
	八郎潟町・井川町衛生 処理施設組合	八郎潟町字洲先 244	H7.9	H8.4	8	高負荷脱窒素	五城目町 八郎潟町 井川町
由利 本荘	本荘由利 広域市町村圏組合	由利本荘市 二十六木字下鎌田野 33-1	S54.6	S55.9	120	好気性硝化 活性汚泥	由利本荘市 にかほ市
			S63.7	H2.9	100	高負荷脱窒素	
大仙	大曲仙北 広域市町村圏組合	仙北市 角館町藺田字古川 37-3	H20.3	H21.3	60	高負荷脱窒素 膜分離	仙北市 大仙市 美郷町
		大仙市花館 字大戸下川原 3-24	S58.7	S61.2	182	標準脱窒素	
横手	横手市	横手市 睦成字七間川原 53-2	H6.5	H8.3	122	高負荷脱窒素 膜分離	
		横手市雄物川町 矢神字堂ノ下 129	S59.6	S61.3	55	高負荷脱窒素	
湯沢	湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢市関口字川前 35-1	H6.11	H9.4	160	標準脱窒素	湯沢市 羽後町 東成瀬村

（注）処理能力の単位は、キロリットル／日である。

（令和4年度末現在〔環境整備課調べ〕）

一部改訂

資料番号 15-2

〔県生活環境部 環境整備課〕

一般廃棄物処理（ごみ）

保健所	事業主体	施設所在地	着 工	竣 工	規 模 (注)	方式	関係市町村
大館	大館市	大館市雪沢字又右工門沢 49	H15.10	H17.6	90	全連	
	鹿角広域行政組合	鹿角市十和田毛馬内字鹿倉崎 26	H13.5	H14.11	60	全連	鹿角市 小坂町
北秋田	北秋田市	北秋田市坊沢字大野宮後 150	H27.5	H30.4	50	准連	北秋田市 上小阿仁村
能代	能代山本 広域市町村圏組合	三種町鵜川字上笠岡 70-21	H5.5	H7.3	144	全連	能代市 三種町 八峰町 藤里町
秋田 中央	秋田市	秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1-1	H10.9	H14.3	460	全連	
	潟上市	潟上市昭和久保字大藤崎 1	S57.8	S59.3	60	准連	
	八郎湖周辺 清掃事務組合	男鹿市松木沢字板引沢台 73	H18.8	H20.3	60	全連	男鹿市 五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村
由利 本荘	由利本荘市	由利本荘市二十六木字下鎌田野 39	H4.8	H6.8	130	全連	
	にかほ市	にかほ市金浦轄町 55	H27.1	H28.8	29	准連	
大仙	大曲仙北 広域市町村圏組合	仙北市角館町菌田字古川 37-3	H8.8	H10.3	51	准連	仙北市 大仙市 美郷町
		大仙市花館字大戸下川原 2-10	H11.7	H14.3	154	全連	
横手	横手市	横手市柳田字中村 126	H26.3	H28.3	95	全連	
湯沢	湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢市字中崎 109-1	H27.4	H29.3	74	全連	湯沢市 羽後町 東成瀬村

（注）規模の単位は、トン／日である。

（令和4年度末現在〔環境整備課調べ〕）

一部改訂

資料番号 15-3

〔県生活環境部 環境整備課〕

市町村ごみ収集運搬機材

（令和4年度末現在〔環境整備課調べ〕）

区分	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数 (台)	積載量 (トン)	台数 (台)	積載量 (トン)	台数 (台)	積載量 (トン)	台数 (台)	積載量 (トン)	台数 (台)	積載量 (トン)	台数 (台)	積載量 (トン)
秋田市					67	166			113	262		
能代市					23	54			132	428		
横手市			4	14	78	174	8	88	116	295		
大館市					30	85			131	429	24	119
男鹿市					14	45	10	21			1	2
湯沢市					23	51	12	23	12	25	54	165
鹿角市												
由利本荘市			3	10	48	125			80	272		
潟上市			1	3	20	42			10	19		
大仙市					36	82			112	308		
北秋田市					50	129			90	307	1	3
にかほ市			1	4	9	22	1	2	65	168		
仙北市					15	34			73	152		
小坂町												
上小阿仁村									71	266		
藤里町	3	7							57	57		
三種町					6	12			133	447		
八峰町					5	11	3	6	22	54	67	204
五城目町					4	8			11	24		
八郎潟町					4	10	2	8	1	3		
井川町					3	12			2	8		
大潟村					2	7			2	5		
美郷町					13	35			10	26		
羽後町					18	52					171	497
東成瀬村					10	72			29	125		
鹿角広域行政組合					8	17			16	40	20	79
能代山本広域市町村圏組合			1	4			1	4				
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	4	4										
八郎湖周辺清掃事務組合							1	3				
大曲仙北広域市町村圏組合			1	2								
合計	7	11	11	37	486	1,245	38	155	1,288	3,720	338	1,069

資料番号 15-4

〔県生活環境部 環境整備課〕

市町村し尿収集運搬機材

（令和4年度末現在〔環境整備課調べ〕）

区分	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数 (台)	積載量 (kl)	台数 (台)	積載量 (kl)	台数 (台)	積載量 (kl)	台数 (台)	積載量 (kl)	台数 (台)	積載量 (kl)	台数 (台)	積載量 (kl)
秋田市									32	125		
能代市									25	92		
横手市									35	120		
大館市									17	57		
男鹿市					10	34			1	3		
湯沢市									25	83		
鹿角市												
由利本荘市									33	131		
潟上市									5	16		
大仙市									41	135		
北秋田市									23	82		
にかほ市									39	160		
仙北市									25	87		
小坂町												
上小阿仁村									6	20		
藤里町									15	53		
三種町									5	19		
八峰町									19	69		
五城目町									3	11		
八郎潟町									2	5		
井川町					2	3						
大潟村									7	23		
美郷町									6	21		
羽後町									6	19		
東成瀬村									11	56		
鹿角広域行政組合									11	41		
能代山本広域市町村圏組合							2	22				
八郎潟町・井川町衛生処理施設組合									3	8		
合計					12	37	2	22	395	1,436		

災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田県災害対策本部が設置された場合の初期の段階におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請手続）

第2条 甲は、災害の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力の要請があった場合には、当該協力の要請をした市町村に対する支援を乙に要請するものとする。

（被災市町村との協議）

第3条 乙が、前条の要請を受けた場合には、支援の内容、方法等について当該要請に係る被災市町村と協議の上、支援を行うものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に係る支援の実績について、甲及び当該支援を受けた被災市町村に文書で報告するものとする。

（経費負担）

第4条 乙は甲に対し、この協定に係る支援に要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては秋田県生活環境部環境整備課、乙においては秋田県環境整備事業協同組合事務局とする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、平成23年11月14日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月14日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 能代市河戸川字西山下1番6号
秋田県環境整備事業協同組合
理事長 大塚勝栄

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の事業について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) その他必要な事項

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 前条の協力要請に基づき、乙は速やかに市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮する。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）

第5条 甲は、大規模災害時に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難しい場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

（実施報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

（費用負担）

第8条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

（損害補償）

第9条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村で協議する。

（連絡窓口）

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口については、甲においては生活環境文化部環境整備課（注）とし、乙においては協会事務局とする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成20年7月31日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 秋田市山王三丁目1番7号
社団法人秋田県産業廃棄物協会
会 長 長 崎 雄 二

（注）「生活環境文化部環境整備課」を「生活環境部環境整備課」に読み替える。

